

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて (令和4年度)

1 制度の仕組み

平成18年4月からの法改正により導入された制度で、居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業所）が適用期間前6月間に作成したすべての居宅サービス計画（ケアプラン）において、各居宅サービスについて、正当な理由がなく、特定の事業所の割合が80%を越えた場合、当該居宅サービス計画（ケアプラン）の全ての利用者の居宅介護支援費から1人につき200単位を減算するもの。

判定対象サービス：訪問介護、（地域密着型）通所介護、福祉用具貸与
判定期間：前期／令和4年3月1日～令和4年8月末日
後期／令和4年9月1日～令和5年2月末日
減算適用期間：前期判定分／令和4年10月1日～令和5年3月末日
後期判定分／令和5年4月1日～令和5年9月末日

2 具体的な計算式

当該居宅サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数
÷ 当該居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画数

3 算定手続

算定の結果、紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合及び当該年度もしくは前年度に新規指定を受けた事業所については、提出期限まで（前期：令和4年9月16日（金）、後期：令和5年3月17日（金））に、次の（1）～（5）を記載した書類（様式1及び様式2）を市長に提出すること。（内容を網羅していれば、別の様式を利用して差し支えない。）

なお、80%を超えなかった場合についても、各事業所において該当書類を5年間保存すること。

- (1)判定期間における居宅サービス計画数
- (2)各居宅サービスのそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- (3)各居宅サービスのそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数、並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- (4)算定方法で計算した割合
- (5)算定方法で計算した割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由

【「正当な理由」の判定方針】

①居宅介護支援事業者の実施地域に各サービスが5事業所未満である場合

- ※「居宅介護支援事業者の実施地域」とは、「運営規程に定める通常の事業の実地地域」とし、地域密着型サービスについては、実施地域を居宅介護支援事業者の所在する市町村とする。
- ※訪問介護サービスにおいては、通院等乗降介護サービスを行なっている事業所が居宅介護支援事業者の実施地域内に5事業所未満である場合を含む。

*確認資料：運営規程、給付費明細書

※みなし指定の事業所については、当該年度において介護サービス情報の公表の対象となっていない事業所は除外する。

介護サービス情報の公表制度

【対象事業所：県 HP <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>】

対象外事業所：既存の事業者で、前年度に受領した介護報酬の額（利用者負担額を含む。）が、100万円を超えない事業者などは、報告の対象外である。

②特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

* 確認資料：特別地域居宅介護支援加算を取得している書類

③判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど小規模事業所である場合

* 確認資料：給付管理票総括票

④判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月あたり平均10件以下である場合

* 確認資料：サービスごとの月別の計画件数一覧

⑤サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業者に集中していると認められる場合

※原則として「サービスの質が高い」とは、

- 先駆的・先験的な事業で国のモデル事業等として実施しているサービスの場合
- 利用者の自立の向上が図られ、モデルとなるサービスの提供が行われていると地域ケア会議において認められた場合（当該サービスの算定件数から当該サービスが提供されている利用者の数を除外する）

* 確認資料：モデル事業を証明する書類を検証、地域ケア会議議事録、居宅サービス計画等

⑥その他、正当な理由と市長が認めた場合

※那珂川市では、次に掲げる者に該当する利用者の数を算定件数から除外する。

(1)社会福祉法人における減免制度を利用している者

* 確認資料：給付費明細書証

(2)サービス開始にあたって、市町村等（地域包括支援センターを含む。）から緊急時の対応を依頼された利用者及び市からの受託事業に該当する利用者

* 確認資料：市からの検証書類及び経緯が確認できる文書（ケアプランや支援経過等）

(3)65歳未満の生活保護から支給している利用者（Hから被保険者番号が始まる利用者）

* 確認資料：給付費明細書等